

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

【大阪音楽大学大学院】

（課程修了の認定）

課程修了の認定は、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、大学院の行う修士作品及び修士作品に関する副論文、修士論文、修士演奏及び修士演奏に関する副論文の審査に合格した者に対し学長が行う。

（学位）

大学院において、2年以上在学して所定の単位を修得して、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、大学院の行う修士作品及び修士作品に関する副論文、修士論文、修士演奏及び修士演奏に関する副論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学長は教授会の意見を聞いたうえで、「修士（音楽）」の学位を授与する者とする。

（修了要件）

音楽研究科の課程を修了し、修士（音楽）の学位を取得するには、次表に定める最低修得単位数以上の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士作品及び修士作品に関する副論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する副論文の審査、並びに最終試験に合格しなければならない。

専 攻	研究室	最低修得単位数
作曲	作 曲	3 8
	音楽学	3 8
声楽	声 楽	3 8
器楽	ピアノ	3 2
	管弦打	3 4

（成績評価）

成績評価は、秀、優、良、可、不可とする。秀、優、良、可は単位を認定し、不可は単位を認めない。なお、別段の打打目のある場合を除き、上記の秀、優、良、可、不可は次の100点法の評点に対応する。

秀	優	良	可	不可
100～90	89～80	79～70	69～60	60 未満

【大阪音楽大学】

（卒業の認定）

1年次に入学し4年以上在学した者及び3年次に編入学し2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

（学士の学位授与）

学長は本学を卒業した者に対し学士（音楽）の学位を授与する。

（修業年限）

本学の修業年限は4年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

（卒業要件）

本学を卒業するためには、修業年限在学し、124単位以上を修得することとし、本学が定める各専攻の要件を満たさなければならない。

（成績評価）

第13条 成績評価は秀、優、良、可、不可とする。秀、優、良、可は単位を認定し、不可は単位を認めない。なお、別段の定めのある場合を除き、上記の秀、優、良、可、不可は、次の100点法の評点に対応する。

秀	優	良	可	不可
100～90	89～80	79～70	69～60	60 未満

【大阪音楽大学短期大学部】

（卒業の認定）

2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

（短期大学士の学位授与）

学長は本学を卒業した者に対し短期大学士（音楽）の学位を授与する。

（修業年限）

本学の修業年限は2年とする。ただし、再入学・転入学した者については、再入学・転入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

（卒業要件）

本学を卒業するためには下記を含む62単位以上を修得することとし、その他本学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

一般教育科目	7単位以上
外国語科目	2単位以上
保健体育科目	1単位以上
専門科目	38単位以上

（成績評価）

第13条 成績評価は秀、優、良、可、不可とする。秀、優、良、可は単位を認定し、不可は単位を認めない。なお、別段の定めのある場合を除き、上記の秀、優、良、可、不可は、次の100点法の評点に対応する。

秀	優	良	可	不可
100～90	89～80	79～70	69～60	60 未満